

# 住基ネットに不参加を！

杉並の会 ニュースレター

第6号 2005年9月30日

連絡先：柏木Tel (3330) 3016 原田(E-mail)tom-h@k7.dion.ne.jp (ホームページ) <http://www.jca.apc.org/s-mix/juuki.html>

## 山場を迎える？ 杉並「住基ネット裁判」

杉並区が国と都に対しておこした、住基ネットへの「横浜方式」での参加を認めることと損害賠償を求める裁判の、第6回の口頭弁論が9月14日行われました。

昨年8月24日に提訴してから、11月2日、12月21日、3月15日、5月25日、7月20日と口頭弁論が行われてきました。

第1回では、杉並区の訴状と国・都側の答弁書の中で、住基ネットの問題点や「横浜方式」の合法性などが論議されましたが、その後は、このような裁判を起こすことが適法か否か、という「入り口」のやりとりに終始しています。

7月の口頭弁論では、「住基ネットに接続できないことで損害を受けている」という杉並区の損害賠償請求に対する国・都側の反論がされましたが、依然、住基ネットの問題点については、論議は深まっていません。

そのような中で9月の口頭弁論では、裁判長よりあと1～2回で口頭弁論を終わりにする考えも示されました。杉並区は「横浜方式」は合法であり送信を拒否する都・国は違法だとする、50ページにおよぶ書面を提出し、証人申請も検討していると表明しましたが、はたして「横浜方式」の是非にまで踏み込む弁論が今後されるかどうか、裁判は岐路にたっています。

一昨年の「非通知申し出調査」では、区民の約17%、86,563人が住基ネット不参加を希望しました。多くの区民が、そして全国の人が、杉並区の住基ネット問題の動向に関心を寄せています。この住基ネット訴訟をすることについては、2回の区議会にわたって長時間の審議がされました。

その裁判が「入り口」でのやりとりで終わってしまう可能性があります。

杉並区はこのような裁判の結果にかかわらず、「個人情報保護のための確固とした措置」が実現するまでは、住基ネット不参加を続けるべきです。

### 杉並区、住基ネットでデータマッチングされる名寄せの危険性を指摘

9月14日の口頭弁論に提出した「準備書面」で、杉並区は住基ネットによるプライバシー侵害の危険性について、さらに詳しく指摘しました。

国等に提供された私たちの本人確認情報が、必要がなくなっても消去される保障がないこと、どこに提供されたかも、また目的外に利用されても、私たちにはわからないこと、などです。

とくに住基ネットによるプライバシー侵害として、単に住所・氏名などの漏洩や悪用だけではなく、「住民票コード」が行政機関のもつ個人情報

と結合される危険性を強調しています。

行政のもつ税務、医療、教育、福祉、家族、犯罪など膨大な個人情報が、「住民票コード」をマスターキーにして容易に照合・結合・名寄せされ、個人の人格を推知させる情報を一元的に管理することが可能になります。

このようなデータマッチングを禁止する明確な規定は、住基ネットにありません。

杉並区は、ここまで住基ネットの危険性を指摘しながら、なぜ接続を急ぐのでしょうか。